

知的財産権(知的所有権)講座

「著作権法」を考える

職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 桜井 博行

著作権ないしは著作物についての契約について述べている。前回は、出版契約書のうち債権的な効力を意図するものを紹介し、これの概要を検討した。今回は、出版に関連する契約書のうち、物権的な効力を意図するものを紹介し、これについて検討を加えることとする。

ここで物権的な効力を意図するものとは、出版権の設定を前提とした契約書をいい、これが今回の中心になるが、著作権の一支分権である出版権がいかなるものであるかについてもふれる。

1. 出版権

出版権とは、出版者が契約によって定められた範囲内で出版の目的のために著作物の直接的支配をなすことができる準物権的権利であり、著作権者およびその権利承継人は出版権者による著作物の利用を認容しなければならない義務を負うものである¹⁾。

以下、出版権についてその概要を説明する。

1.1 出版権の内容

著作権法が係る権利を認めるのは、債権的権利である「出版の許諾」より安定した権利である出版権の設定によって、被設定者(設定権者)が著作物の出版を容易にし、これによって著作物の普及が図られ、もって文化の発展に寄与できるからである(法1条)。

出版権の設定について、法79条で「第21条に規定する権利を有する者(以下この章において「複製権

者」という)は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。2 複製権者は、その複製物を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする。」とし、以下、法88条まで出版権についての規定を置く(法第3章)。

出版権を設定できる者は複製権者(法21条)であり、設定を受けた者(出版権者)は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的のために、当該出版の目的の著作物を原作のまま印刷その他の機械的または化学的方法により、文書または図画として複製する権利を専有する(法80条1項)。

ここで「原作のまま」とは、当該著作物をそのまま再現複製すること、すなわち同一性が保持されて複製することをいう。

出版権の設定によって、出版権者が設定に係る著作物を出版する権利を専有することとなる。専有であるから、出版権者以外は、たとえ著作権者(法第3章では複製権者としている)といえども当該著作物の原作のままの出版はできない。この制約は当該著作物を全集その他の編集物に収録することについても同様である(法80条2項)。

ただし、前述の「原作のまま」の複製に該当しなければ出版権は及ばず、例えば著作権者が出版権を設定した論文集中の一論文を、そのまま別編集の論文集に載せたり、それ単独で出版する等は出版権上の問題とはならない²⁾。

なお、出版権の設定により複製権者が受ける制約

は、法80条2項によって緩和されている。著作権の存続期間中であっても当該著作物の著作者が死亡した場合、または、設定行為に別段の定め（著作権の設定に際し、当事者間でなした取り決め）がなく、著作権の設定後最初の出版があった日から3年を経過している場合は、当該著作物を全集その他の編集物（その著作者の著作物のみを編集したものに限る）に収録して複製することができることとされている。

著作権の設定を受けた者、すなわち著作権者は、他人に対し、その著作権の目的である著作物の複製を許諾することができない（法80条3項）。ただ、これが強行規定か任意規定かについての見解は分かれる³⁾。

1.2 著作権の経済的利用上の特質

著作権は、財産権たる著作権をより有効に活用するための著作権法が認める権利であり、譲渡できることは当然である（法61条）。

しかし、複製権者（著作権者）が著作権の設定をする場合は、被設定者の信用に依拠してこれをなすことが多いはずである。にもかかわらず著作権の自由譲渡を認めるとすれば、著作権者の意向との間に大きな隔たりを招来させることが想定される。

そこで著作権法は、著作権の譲渡を認めるも、複製権者（著作権者）の承諾を条件とした（法87条）。

係る制約は、著作権への質権の設定の場合も同様に働く。質権の実行により譲渡と同じ結果になるからである。

なお、著作権の設定の登録についての説明は、次回以後にする。

2. 著作権設定を意図した契約

2.1 出版契約書の例

著作権の設定を意図した出版契約書の例を以下に示す。

出版社の団体である社団法人日本書籍出版協会が著作物を出版する場合に使用を奨励している出版契約書である。前回紹介した社団法人日本文芸家協会

収入 印紙	出版契約書	
	著作者名 _____	
	書 名 _____	
	上記著作物を書籍として出版することについて、 著作権者 _____ を甲とし、 出版者 _____ を乙とし、 両者の間に次のとおり契約する。	
	年 月 日	
	甲（著作権者）	
	住所	
	氏名	印
	乙（出版者）	
	住所	
	名称	
	氏名	印

（社団法人 日本書籍出版協会作成 1987）

が奨励している契約書が「出版の許諾」を前提に構成されている。これに対し今回のものは、前述の制約を受けながらも、出版者（社）の権利を「許諾」の場合より安定したものとすることができる点に特長がある。

以下の記述で、「第～条」は67～68頁に示した契約書の条文を、「法～条」は著作権法をさす。

2.2 契約書の概要（第1条～9条）

第1条は、本契約書の中核をなすものであり、この契約が著作権の設定のためのものであることを宣言している。著作権がいかなる権利であるかは、すでに述べたとおりである。

2項は、法80条1項の趣旨を確認したものと見える。3項も著作権の設定を意図している以上当然の規定といえる。明確を期すうえで規定する方が望ましいが、契約書全体から著作権の設定を意図するものであることを読みとることができるなら、仮にな

第1条（著作権の設定） 甲は、表記の著作物（以下「本著作物」という）の著作権を乙に対して設定する。

2 前項の著作権の設定により、乙は、本著作物の複製ならびに頒布の権利を専有する。

3 甲は、乙が本著作物の著作権の設定を登録することを承諾する。

第2条（出版の責任） 乙は、本著作物の複製ならびに頒布の責任を負う。

第3条（著作権の存続期間） 第1条により設定された乙の著作権は、第24条および第25条に定めるこの契約の有効期間中存続する。

第4条（排他的使用） 甲は、この契約の有効期間中に、本著作物の全部もしくは一部を転載ないし出版せず、あるいは他人をして転載ないし出版させない。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙同意のうえ本著作物を他人に転載ないし出版させる場合、甲はその処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、甲乙同意のうえ本著作物を他人に複写複製させる場合、甲はその処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

第5条（類似著作物の出版） 甲は、この契約の有効期間中に、本著作物と明らかに類似すると認められる内容の著作物もしくは本著作物と同一書名の著作物を出版せず、あるいは他人をして出版させない。

第6条（原稿引渡しと発行の期日） 甲は、 年 月 日までに本著作物の完全な原稿（原図・原画・写真などを含む）を乙に引渡す。

2 乙は、完全な原稿の引渡しを受けた後 月以内には本著作物を発行する。

3 やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ、前2項の期日を変更することができる。

第7条（内容の責任） 甲は、本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。

2 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲はその責を負う。

第8条（校正の責任） 本著作物の校正に関しては甲の責任とする。ただし、甲は、乙に校正を委任することができる。

第9条（費用の分担） 本著作物の著作に要する費用は甲の負担とし、製作・販売・宣伝に要する費用は乙の負担とする。

2 甲の指示する修正増減によって、通常の費用を超えた場合には、その超過額は甲の負担とする。ただし、甲の負担額・支払方法は、甲乙協議のうえ決定する。

第10条（著作者人格権の尊重） 乙が出版に適するよう本著作物の内容・表現またはその書名・題号に変更を加える場合には、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。

第11条（©表示） 乙は、甲の権利を保全するために所定の位置に©、甲の氏名、第一発行年を表示する。

第12条（増刷の通知義務等） 乙は、本著作物を増刷するに際して、あらかじめ著作者にその旨を通知する。

2 乙は、著作者から修正増減の申入れがあれば、甲と協議のうえこれを行う。

第13条（改訂版・増補版の発行） 本著作物の改訂版または増補版の発行については、甲乙協議のうえ決定する。

第14条（定価・造本・部数等） 乙は、本著作物の定価・造本・発行部数・増刷の時期および宣伝・販売の方法を決定する。

第15条（贈呈部数等） 乙は、初版第1刷の際に 部、増刷のつど 部を甲に贈呈する。

2 甲が寄贈などのために本著作物を購入する場合は、次のとおりとする。

第16条（著作権使用料および支払方法・時期） 乙は、甲に対して、次のとおり本著作物の著作権使用料を支払う。

著作権使用料	支払方法・時期
実売部数 1部ごとに	保証分の支払いについて
保証部数 部	保証分を超えた分の実売部数報告と
保証金額 円	支払いについて

2 甲は、納本・贈呈・批評・宣伝・業務などに使用する部数について、著作権使用料を免除する。

3 甲は、流通過程での破損・汚損などやむを得ない事由により廃棄処分した部数について、著作権使

用料を免除する。

第17条（発行部数の報告等） 乙は、本著作物の発行部数を証するため、甲に対し製本のつどその部数を報告する。甲の申し出があった場合には、乙はその証拠となる書類の閲覧に応じる。

第18条（全集その他の編集物への収録） 甲は、この契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集などに収録して出版するときには、あらかじめ乙の承諾をえなければならない。

第19条（二次的使用） この契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画等、その他二次的に使用される場合、甲はその使用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

第20条（著作権消滅後の頒布） 乙は、第16条の規定に従い著作権使用料を支払うことを条件に、著作権消滅の後も本著作物の在庫を頒布することができる。

第21条（著作権または著作権の譲渡・質入） 甲が著作権の全部もしくは一部を、または乙が著作権を、第三者に譲渡または質入れしようとするときは、あらかじめ相手方の文書による同意を必要とする。

第22条（災害等の場合の処置） 地震・水害・火災その他不可抗力および甲乙いずれの責にも帰せられない事由により、本著作物に関して損害を蒙ったときまたはこの契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置について甲乙協議のうえ決定する。

第23条（契約の解除） 甲または乙は、相手方がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面により契約の履行を催告のうえ、この契約の全部または一部を解除することができる。

第24条（契約の有効期間） この契約の有効期間は、契約の日から初版発行の日まで、および初版発行後満 〇年〇月〇日とする。

第25条（契約の自動更新） この契約は、期間満了の3カ月前までに甲乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、この契約と同一条件で自動的に更新され、有効期間を 〇年〇月〇日延長する。

第26条（契約内容の変更） この契約の内容について追加・削除その他変更する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

第27条（契約の尊重） 甲乙双方は、この契約を尊重し、この契約に定める事項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたる。

上記の契約を証するため、同文 〇通を作り、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

くても効力に問題はないであろう。

ここで、「著作権の設定を登録することを承諾する」とは、登録の原因を証明する書面（著作権設定契約書等）、著作物の明細書、代理人申請にあってはその権限を証明する書面（通常は委任状、法人が申請するときは、申請書に記載された代表者の代理権限を証明する登記簿謄本または抄本を添付）、登録原因について第三者の許可、認可、同意または承諾を必要とするときはこれを証明する資料、申請者が登録権利者もしくは登録義務者の相続人その他の一般承継人であるときは、戸籍または登記簿の謄本または抄本、住民票の写しその他当該事実を証明することができる書面、等の作成に協力し、当事者出頭の出頭要請等に応じる（できない場合は、

の委任状を添付することでこれに代える）ことを意味する。

第2条は、法81条の「出版の義務」の確認規定である。著作権は、既述のように、この設定後は権利者（複製権者）といえども出版できなくなるため（設定行為に別段の定めがある場合を除く）、被設定者において適当に頒布されなければ、当該著作物が発行の評価を得ることができず（法3条1項）、この結果、設定者（権利者）に著しい不利益（前述、法3条の著作物の発行の擬制を受けることができないこと、経済的収益の効率的稼働ができないこと等）となる場合がある。

この防止のため法は、一定の事由に該当する場合は複製権者（著作権設定者）に著作権の消滅を請

求できる旨を規定する（法84条）。

すなわち第2条は、係る法の趣旨徹底の前提となる出版権者の責めを確認したものとみえる。

第3条は、本出版権の設定行為で定める出版権の存続期間に関する定めである。

出版権の存続期間につき法83条1項は、「出版権の存続期間は、設定行為で定めるところによる。」とし、設定行為当事者の意思によることとし、同2項が設定行為に定めがない場合は最初の出版後3年で消滅するとする、としている。本契約書では第24条で具体的定めをしている。

第4条（1項）は、出版権の内容、すなわち、出版権者が専有する権利の内容を設定者の側から表現したものであり、法80条1項とほぼ同旨である。

このように、原則として出版権者の専有に帰する権利としながらも、契約書締結時には想定困難な事態の招来に備え、2項で甲乙協議のうえ、専有を緩和できることとしている。3項は、2項によって第三者が複写複製できることとなった場合、これへの具体的対応の委任について定める。出版権の設定を受けた乙は、設定者である甲より出版事情に通じていると考えられ、これの活用により結果的に当該著作物の経済的収益の向上が期待できるからである。

第5条は、甲が、出版権の設定に係る著作物と類似する著作物の出版をせず、第三者にもさせない旨を確認する定めである。設定行為に別段の定めがない限り、出版権は被設定者（乙）の専有に係るものであり、これを確認する以上の効果は期待できない。ただ、本契約書が出版権の設定を意図するものであり、この内容の確認の重複は、それぞれ矛盾のない限り問題にならないであろう。

第6条は、出版権の目的である著作物の、甲における原稿の引き渡しと、乙における発行の期日についての定めである。

出版権の設定があった後は、複製権者といえども別途出版できなくなる。そこで法は、複製権の実質的稼働を担保するために、出版権者に一定の出版義務を課したものである⁴⁾。

法上、係る義務の履行は、必要な原稿その他の原品等の引き渡しを受けた日から6月以内（法81条1

号）とされているが、設定行為で別段の定めをすることは可能であり、第6条はこの別段の定めである。第6条2項、3項については、とりわけ説明の必要がないであろう。

第7条は、出版権設定の目的となっている著作物、すなわち甲の提供する著作物が、第三者の著作権その他の権利を侵害しないものであることを保証する定めである。出版権の設定が、出版の許諾より出版者に安定した地位の付与を意図するものであることを考慮すると、特に乙の側からは、必ず盛り込むべき定めであろう。

第8条は、出版権の設定に係る著作物の校正についての定めである。本契約書においては甲の責任とされている。一般に、出版権設定者である複製権者（甲）は著作者である蓋然性も高く、この者に校正の責任を負わすほうが合理的であることを考慮した定めである。

第9条は、著作および出版にかかる費用の負担に関する定めである。本契約書では、著作に関する費用は甲の、出版に関する費用は乙の負担とされているが、これと異なる定めをすることは強行法規（規定）に反しない限り自由である。

本契約書の検討は今回はここまでとし、残りは次回ということにさせていただきます。

参考文献

- 1) 半田正夫：「著作権のノウハウ（第5版）」、p.160、有斐閣。
- 2) 田村善之：「著作権法概説」、p.403、有斐閣。
- 3) 田村善之：前掲、p.411。
- 4) 加戸守行：「著作権法逐条講義」、p.388、著作権情報センター。